

佐賀県告示第百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十三年四月二十六日から平成二十三年五月二十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年四月二十六日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 相知山内線	武雄市若木町大字本部字新ヶ江二五八五番一地从先から 武雄市山内町大字鳥海字古子一〇一六七番一地从先まで	平成二三・四・二六